

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 子ども家庭部子ども家庭支援センター家庭支援係

問合せ先 03 - 5803 - 1894

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	面会交流支援事業補助金							
根拠規定等	文京区面会交流支援事業補助金交付要綱							
創設年月	令和	3	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号		
	5民生費	4児童福祉費	5児童福祉事業費	24子ども養育専門法律相談事業	1子ども養育専門法律相談事業			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	児童が安全・安心な環境で親と交流する機会の確保を図り、もって児童の健やかな成長に寄与することを目的とする。						
補助事業等の内容	離婚等により離れて暮らす父又は母と児童との面会交流について、第三者機関から実施に係る相談・調整等の支援を受けるために必要な費用の一部を補助する。						
補助対象経費の内容	①面会交流の実施に向け行われる事前相談に係る相談料、父母間の連絡調整等の支援に係る手数料 ②面会交流の付添い又は対象児童の受渡し等の支援に係る手数料、申込料その他の費用						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 児童を現に扶養している者であること。						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入] 補助上限額 ①6,000円 ②100,000円 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] 公益社団法人家庭問題情報センター他支援機関の費用を基に算定						
公募の状況	区HP、チラシ等を予定						
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 { 補助要件確認書類 }						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	面会交流が子どもの健やかな成長にとって必要なものであり、子どもの権利であることが社会的にも認知されている。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	子どもの総合的な支援体制の強化に合致する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	児童が安心安全な環境で親と交流する機会を確保するため、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	課題のある家庭における養育環境の改善が果たせない。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	補助要件を満たせば申請可能。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	申請時において関係書類の提出を求め、補助要件や、費用負担の有無等について確認を行う。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	補助金交付による負担の軽減が最も速やかで効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	養育家庭の経済的負担が軽減される。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	負担が軽減されることで、面会交流の促進が図られる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	良好な養育環境の確保に寄与することができる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(予算)			
交付(見込み)件数	10			
決算(予算)額	1,060			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	1,060			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

面会交流支援については、国・都において既存事業の拡充等が検討されている。国や都の補助事業を活用しながら効果的に展開できるよう、その動向を注視しつつ事業を進めていく。